

競争評価アドバイザーボード 第1回 議事要旨

- 1 日 時 平成19年9月18日(火) 17:00~18:30
- 2 場 所 総務省9階901会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員(五十音順、敬称略)
縣公一郎、依田高典、大橋 弘、川濱 昇、岡田羊祐、辻正次(座長)、
舟田正之(座長代理)
 - ・ 総務省
寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総務課長、
谷脇事業政策課長、高地事業政策課企画官、松田事業政策課課長補佐、
阿部事業政策課課長補佐
- 4 議事内容
 - 開 会
 - 総合通信基盤局長挨拶
 - 構成員の紹介等
 - 議 事
- 5 主な議論
 - (1) 電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2007(案)について
 - (2) 電気通信事業分野における競争状況の評価2007 概要(案)について
※事務局から本年度の競争評価の基本方針等について、配付資料に基づき説明を行った。
 - 評価というものは結果をフィードバックして捉えるもの。これまでの競争評価には評価体系自体へのフィードバックこそあったが、政策体系へのフィードバックはあったのか。例えば移動体通信のHHIはあまり変化がないが、これを具体的にどう捉えているのか。
 - 競争評価はもともと、市場を第三者的にみるという位置付けであった。競争評価結果を政策に反映することを明言するということは現時点では考えていないが、競争セーフガードなどで競争評価結果を踏まえて政策の方向性を決めていくという利活用をされ始めている。
 - 「ネットワークの中立性に関する懇談会」の報告書(案)において、競争評価とドミナント規制をリンクする提言をいただいている。競争評価を通じた課題の抽出、問題点の明確化は行われるべきであり、そろそろ次のステップに来ている時期だと思う。
 - これまでの競争評価は市場画定を行い、領域ごとに切り分けた形でのミクロの視点での分析はなされてきたが、電気通信市場全体から見据えた分析というものはなされてこなかったのではないかと。2007年度の評価ではそのような視点の評価が必要ではないかと思う。
 - これまでの競争評価はサービスに着目して分析を行ってきたが、プラットフォームというサービスかネットワークか判別が難しい部分について分析を

行っていくのは難しいだろう。広く意見徴収し、合意形成をしていくと良いと思う。

- 昨年度の評価結果が、今年の特に定点的評価の部分にどう跳ね返っているのかが、良く見えなかった。市場支配力の「存在」と「行使」の使い方の問題などの議論もあったが、昨年の評価結果にどう対処していくのかという視点があると分かりやすい。戦略的評価については、プラットフォーム間の連携をどうやっていったら消費者にとっても良いのか等、家電産業等他分野も参考にしつつ、考えていったら良いのではないかと思う。
- プラットフォームについて競争やユーザ利便性にどのように影響があるかは確かに調べるべき。例えば、携帯電話のMNPを利用してキャリアを変える場合に、プラットフォームの違いがロックイン効果を生み出しているかどうか等を見て欲しい。
- モバイルビジネス研究会において、MVNOに対するプラットフォームサービスの開放が示されているが、この際料金設定が大きなテーマになるのではないか。
- 日本の移動体通信のプラットフォームは独特で、ネットワーク効果により独占を生みやすいという要素があると思われるが、この分析には異なるレイヤー間の問題性にも言及する必要がある。
- 競争評価においてはARPUの議論が避けられない。その中でも料金の構造問題は重要な論点である。料金構造自体をコストベースにするにしても、市場をミスリードしない形で活性化が必要。
- 端末市場においても日本は独特。SIMロックとも関わってくるが、社会的厚生観点からも検討が必要。
- 競争を推進してイノベーションを生み出していくという発想は理解できるが、プラットフォームの担い手自身の分析は構成要素が不明確であるから困難性がある。独禁法の観点からも、プラットフォームの中でもどこを切り出していくかが重要。意見募集（NOI）の中で参考となる意見もあるだろう。
- PDCAサイクルの中に競争評価を位置付け、個別施策については各担当者が取り組むという考え方が望ましいのではないか。
 - プラットフォームに関していえば、評価結果を踏まえてその連携について議論を行うこととしており、今回かなり明確に競争評価結果を次の政策にどう活かしていくかという点について方向性は示していると思う。
- 事業者間取引に関心がある。固定通信の部分のみの分析をするのか良く分からないが、かつては音声と並行して近距離専用線が大きな議論になっていた。現在は自由化しているが、ほぼNTT独占の中でどのような取引実態があるのか関心がある。競争評価は評価以前に「調査する」という側面もあると考えている。
 - 事業者取引については、小売の4領域を対象として考えている。どのような取引がされているか全体像の把握に努めたい。その上で、値決めがどのように行われているかという問題について、そのメカニズムがどうなっているのかという観点から分析したい。また、別途実施する意見募集（NOI）からもどのような問題点があるのかを把握できると考えている。
- NTTから専用線を借りたい場合は、卸でも接続でもあり得ると思うが、接

続でなく卸でやりたいなどNTTに対しては、色々な要求があるかと思うが、その辺の切り分けはどうなっているのか。

→NTT東西との接続については、接続約款で細かに規定されている。規定外の役務が卸の対象になってくると思う。しかし、卸については、それをネットワーク構築に用いているのかどうかは供給側からは実態が掴めない実情がある。

○事業者間取引については昨年度の競争評価においても触れられていたが、以前、総務省から、指定電気通信設備制度の中で、小売・卸の区別は明確ではないという意見があった。しかしながら、今年度においては小売・卸をはっきり切り分けている。どのように考えたら良いのか。

→指定電気通信設備制度においては、設備そのもののシェアに基づいて指定設備を考えている。その意味では、物理網市場－卸市場－小売市場という3層構造として捉えることも考えられる。ADSL市場では競争市場であるにもかかわらずドミナント規制としてサービス面にも禁止行為規制が掛かっているということはどう考えるのかという議論もあり得る。

○市場画定について、小売市場においてはSSNIPテストが成功しているが、卸市場においてはどのように分析を行っていくのか。例えば、卸市場における需要面からは、自前でネットワークを構築するのか、他人から借りてくるかという選択肢になる。

→卸に関しては、価格データの収集が困難。しかし、替わりとなるような手法も見当たらないところ。そうした中、市場画定に近づくような検討を行う必要がある。

○昨年度の報告書p352にあるように、何故東日本・西日本でMake-Buyの関係にズレがあるのか。ソフトバンクが主張するように、FTTHサービスベースの競争はシェアドアクセスの在り方が関係しているのか。昨年度の評価をさらに踏み込んで分析してほしい。

→昨年度に引き続き分析すると共に、まずは実態を把握するという取組の中で、実際にどのような形でサービス提供に繋がっているのかという分析を行いたい。FTTH以外の分野においても見ていきたいと思っている。

○戦略的評価のうち、プラットフォームの評価については、12月に中間取りまとめは厳しいのではないかと。もう少し幅を持たせた言及をしてはどうか。

○また、これまでの市場画定において移動体領域は契約数のみに焦点を当ててきたが、例えば、音声トラフィックとパケット通信トラフィックとの間におけるシェアの違い等の分析をしてはどうか。

→最終的にサービスを選択する局面において、データ通信は別の事業者から提供を受けられない以上、分けて考えるのは難しい側面もある。しかし、御指摘はもっともであるので、分析の視点として検討したい。

○実施細目(案)p21では、パケットのデータは取るようだが、後は事業者との交渉で公表できるかどうかの問題ではないのか。事業者別に検討し、公表することを希望する。

→了。

(3)「モバイルビジネス研究会」報告書について

○研究会報告書の中で「MNOの卸電気通信役務に関する標準のプラン」が言及されているが、他方接続約款についての言及が全くないのは、約款を作ることが前提になっているからか。第二種指定電気通信設備を有する事業者には接続約款の公表義務があるが、実際様々なMVNOが出てくれば、卸電気通信役務により個別に対応する必要が出てくる。これらの個性的な要望に対してどのように標準プランが作成されるのか。例えば、電気事業法においては、約三分の二のメニューが自由化されているが、電気事業者の独占性に鑑み、規制官庁から標準料金の公表が義務づけられている。これによってユーザ料金が標準料金からかけ離れたものにはなりにくい傾向も見てとれる

→現在のMVNOは卸による取引が多いことから、新しく参入する事業者にとっては、どれくらいのコストがかかるかが良く分からない等、情報の非対称性がある。このことから、規制ではないが、一つの「ものさし」として提示するよう求めたもの。

接続の言及がないことについては、第二種指定電気通信設備を有する事業者は接続約款を策定することが求められており、接続料は、適正な原価に適正な利潤を加えたものとしている。接続料が適正かどうかについては、販売奨励金等が含まれている問題点もあり、会計規則の見直しを行うこととしている。MVNOの参入を考えるに当たり、このような全体の仕組みを容易しているところ。

6 今後の予定

実施細目（案）については、本日の議論を踏まえ、事務局において最終案として取りまとめることとし、次回会合については、追って事務局より連絡することとした。

以 上